

京田辺市アライグマ防除実施計画

令和3年4月

(目次)

1 計画策定の背景と目的	2
2 特定外来生物の種類	2
3 防除を行う区域	2
4 防除を行う期間	2
5 現状	2
(1) 生息状況(分布状況)	2
(2) 被害の現況	4
(3) 捕獲状況	4
6 防除の目標	4
7 防除の方法	4
(1) 捕獲及び処分	4
(2) 捕獲した個体の処分方法	6
(3) モニタリング	6
8 合意形成及び普及啓発	6
<資料>	7

京田辺市アライグマ防除実施計画

1 計画策定の背景と目的

アライグマは北米原産であり、日本には元々生息していなかったが、近年ペットとして輸入され飼われていた個体が、逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化している。

京都府内では、全域においてその生息が確認されており、生息範囲の拡大、個体数増加に伴う農業被害や文化財を含む家屋侵入被害が増加している。

京田辺市においても、平成19年度に初捕獲して以来、農業被害等が急増している状況であり、生息範囲も拡大していると推察されている。

このままでは、さらに個体数が増加することになり、それに伴い、農業被害や生活環境被害が急速に増加する恐れがある。

そのため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、府及び近隣市町など関係機関と連携を図り、計画的に被害対策を行うものである。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（プロキユオン・ロトル）

3 防除を行う区域

京田辺市全域

4 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

5 現状

（1）生息状況（分布状況）

被害発生や捕獲の状況並びに目撃情報の聞き取り等により把握した市内のアライグマ生息状況は、別図のとおりである。

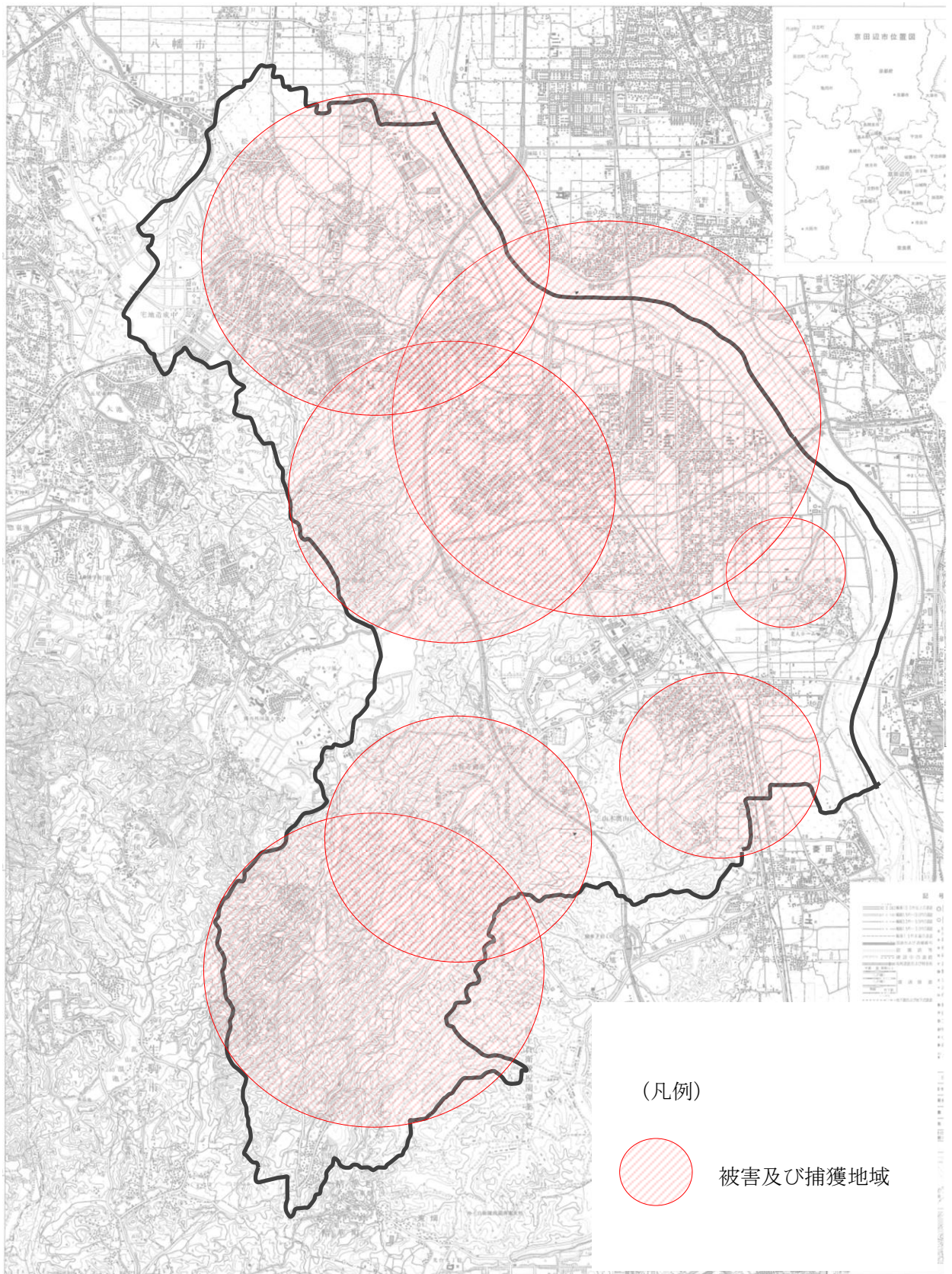
アライグマによる被害の発生状況や捕獲頭数から判断すると、京田辺市全域に拡大していることが確認できる。

農地の周辺地域だけでなく、市街地にも既に相当数が生息しており、その他の地域でも急速に分布を拡大していくことが想定される。

しかしながら、生息状況のデータが不足しているため、現時点では生息数の推定はできない。

今後、捕獲個体のデータ等を収集・分析しながら必要な調査を行うとともに、生息状況についての様々な調査成果を活用することにより、詳細な生息状況の把握に努めるものとする。

【京田辺市内生息状況図】



(2) 被害の現況

① 農作物被害

個体数の増加に伴い、農作物被害が近年急速に拡大している。

② 生活環境被害

家屋及び神社仏閣に侵入し、天井裏を糞尿で汚すなどの被害が発生している。特に木造建築物である神社仏閣への被害が確認されている。

また、人獣共通感染症の危険性も懸念される。

③ 生態系被害

アライグマにとっては、丘陵の水辺環境が重要な餌場となっているため、魚類、両生類、は虫類の生息に大きな影響を与える恐れがある。また、タヌキやキツネなどの生息への影響も懸念される。

(3) 捕獲状況

市内において捕獲したアライグマ捕獲数の推移は下表のとおりである。

表1 捕獲数の推移

(単位：頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲数	22	37	37	49	33	52	82	90	71

6 防除の目標

新たな定着又は生息域の拡大をふせぎ、最終的には防除を行う区域から完全排除することを目標とするが、当面の目標としては防除区域における各被害の低減を図ることとする。

併せて、捕獲した個体のデータを、収集・分析しながら、より精度の高い生息状況の把握に努め、計画的な防除を推進するものとする。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

① 捕獲重点地域の設定

捕獲を行う際には、地域ごとに被害状況の調査を行い、重点的に捕獲を行う地域や監視体制を強化する地域を設定し、計画的な防除に努める。

② 捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として箱わなによる捕獲とする。

③ 捕獲体制

ア 捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）は、原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）による狩猟免許（わな猟）を有する者とする。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、当該免許非保持者にあっても従事者とすることができる。

イ 従事者は餌を入れた箱わなを設置し、監視する。その際、設置箇所について土地所有者等の管理者がいる場合は、餌の付け替え等箱わなが適正な状態に維持できるよう、その管理者に対し、朝を中心に原則一日一回の巡視を依頼する。

ウ 市は従事者に対し、本計画に基づく従事者証（様式第2号）を発行するとともに、従事者の捕獲を行う地区等を記載した捕獲従事者台帳（様式第1号）を作成し、適切に管理するものとする。

④ 捕獲に係る留意事項

本市及び従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとする。

ア 錯誤捕獲の防止

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断する。

イ 事故の発生防止

- ・事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、従事者は市が発行する捕獲従事者証を携帯するものとする。
- ・わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどが無い等周辺への安全確保を徹底する。
- ・アライグマは、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したそれらの取り扱いに当たっては、革手袋等を使用し、接触や糞の始末の後は充分手洗いなどを行うようにする。
- ・万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとする。

ウ 違法捕獲の禁止

- ・防除に使用する捕獲猟具には猟具ごとに外来生物法に基づく防除のための捕獲であることを証明するため、防除実施者の住所・氏名・連絡先等を記載した標識等を捕獲用ワナに装着す

る。

- ・鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に行う。
- ・捕獲用箱わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として捕獲業務の円滑な進行を妨げることのないよう適切におこなう。
- ・鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止・制限された捕獲は行わない。(保護鳥獣の捕獲等はしない。)

(2) 捕獲した個体の処分方法

捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分することとする。

その方法として、麻酔薬の二段階注射による方法又は炭酸ガスを用いた方法によることとする。また、殺処理された個体は原則焼却処分とし、適切に処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項による飼養等の許可を得ている者又は同法第4条第2号の規定により特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができることとする。

上記譲渡しのうち「その他公益上の必要があると認められる目的」で行うものについて、次の要件を満たす団体を通じて譲り渡すことができることとする。

<団体の要件>

- ①外来生物法の規定に基づく引取飼養等に係る許可を受けていること
- ②捕獲個体を一定数収容できること
- ③捕獲個体を速やかに引き取りできること
- ④不妊手術、マイクロチップの装着、感染症の予防の措置を実施すること
- ⑤譲渡し先(引取飼養者)への引渡し状況を記録し保管するとともに、継続的に必要な情報収集・情報提供を行うこと

(3) モニタリング

防除の実施と並行して従事者による生息状況の観察と被害状況にかかる地域住民からのヒアリングにより、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するように努める。

8 合意形成及び普及啓発

防除の実施にあたっては、地域住民等に対し説明会等により地域住民との合意形成を図る。

また、府と連携して、講習会の開催やパンフレットの活用などにより、住民、農業者等に対しアライグマの生態等の基礎的知識、被害予防対策等の普及啓発に努める。

<資料>

○様式について

(様式第1号) 捕獲従事者台帳

番号	捕獲を行う地区	従事者氏名	従事者住所	備考

(様式第2号) 従事者証

(表)

(裏)

(番 号) 京田辺市アライグマ防除実施計画 に基づく捕獲従事者証 京田辺市長 印		(注意事項) 1 当該従事者証は、アライグマの捕獲（見回り・えさの付け替え等の付随作業を含む）に際しては必ず携帯しなくてはならない。 2 当該従事者証は、従事者本人が厳重に保管し、他者に使用させてはならない。 3 当該従事者証は、捕獲期間終了後速やかに京田辺市長に返納しなければならない。
氏 名		
生年月日		
住 所		
捕獲区域		
捕獲期間		

○アライグマ個体数の変化予測

ある地域の生息頭数を100頭と仮定した場合の次の条件における生息頭数の変化予測

- (1) アライグマを全く捕獲しない場合の個体数変化の予測：図1
- (2) アライグマを毎年一定量捕獲した場合の個体数変化予測及び捕獲頭数の累計予測：図2

【前提条件】※ 地域の環境は現在のまま変化しないものとする。

- ① ある地域での現在の生息頭数を100頭と仮定する。
- ② 初年度の2歳以上の個体割合は60%、1歳の個体割合は40%
- ③ 初年度の性比は、オス・メス50%ずつとする。
- ④ 捕獲内訳は成獣60%、幼獣40%とする。
- ⑤ 性別の捕獲内訳はオス・メス50%ずつとする。
- ⑥ 妊娠率は、2歳以上のメスで96%、1歳のメスで66%とする。
- ⑦ 産子数は、2歳以上のメスが3.9頭、1歳のメスで3.6頭とする。
- ⑧ 自然死亡率は2歳以上が15%、巣立ち後1歳までのものが30%巢内の幼獣の死亡率は35%とする。

【予測結果】

- ① アライグマを全く捕獲しない場合、初年度100頭が10年後には5千頭余り、12年後には1万頭を超える（図1）。
- ② 初年度100頭のアライグマを毎年一定量捕獲した場合、30～40頭の場合は増加の一途をたどり、50頭捕獲で9年後、60頭捕獲で5年後、70頭捕獲で4年後に0頭になる（図2）。
- ③ したがって、早期に発見し、早期に対策をとるほうが、捕獲総頭数、投資経費、農業被害、生態系被害が抑制され、住民生活の向上に寄与できるものと考えられる。

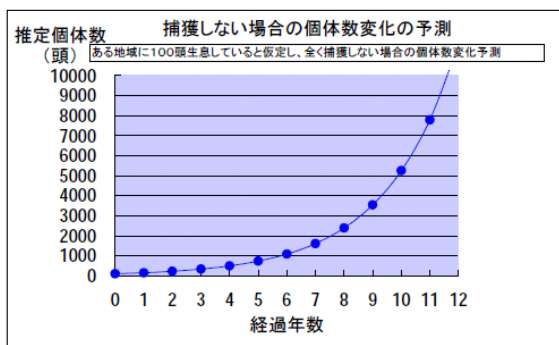


図1：捕獲しない場合の個体数変化

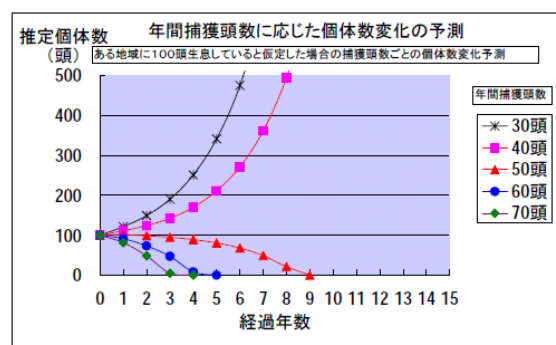


図2：毎年一定量捕獲した場合の個体数変化